

第19回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年12月27日(月) 午後4時02分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年12月27日(月) 午後4時02分
2. 閉会時間 令和3年12月27日(月) 午後4時39分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 2名

番号	氏名	番号	氏名
5	西森 博昭	16	片山 久和

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 14名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一	中央	稲田 俊夫
杉谷	堀川 邦夫	三会	榎 廣	三会	山口 清則
三会	田上 富康	三会	林田 了星	東空閑	本多 正典
大野	井上 和利	高野	吉田 純弘	高野	吉田 和久
池田	松本 良二	釘崎	太田 武春		

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 新規就農者について
- 報告第4号 令和3年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について

8. 議案

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について |
| 第4号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第5号議案 | 非農地証明願について |
| 第6号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について |
| 第7号議案 | 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について |
| 第8号議案 | 島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 |

午後4時02分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第19回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 西森 博昭 委員、16番 片山 久和 委員、は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

9番 大町 信広 委員、10番 吉田 徳成 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、8件 15筆 16, 549平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、5件 16筆 10, 748.87平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は5ページ、届出者は記載のとおりで、のちほど上程する農地法第3条による農地を賃貸借し、農業に従事する予定です。

次に、報告第4号、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告します。議案集6ページをお願いします。表中の面積の単位は、「平方メートル」でなく「アール」が正です。訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

農地パトロールに際しましては、今年度は調査の区分を2区分から3区分に分けることになり、全遊休農地を調査いたしました。農業委員、推進委員の皆さんには8月から10月にかけて、お忙しい中、また、暑い中、調査にご協力いただきありがとうございました。その結果について報告します。

遊休農地の面積（上段の表）は、令和2年度は302筆、1, 938アールでしたが、本年度の調査結果、新規に確認した遊休農地は26筆、156アール、解消された面積は23筆、150アール、更に、「再生利用困難な農地」との区分変更等を加味して、合計で326筆、1, 985アールとなりました。これは、昨年と比較して24筆の増、47アールの増で、各地区の明細は記載のとおりであります。

また、下段の表「再生利用が困難な農地」は、令和2年度454筆、2,262アールでしたが、調査の結果、402筆、2,126アールとなり52筆の減、136アールの減となりました。
以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。
第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。
借人及び貸人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、畑 2筆 3,172平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。
取得後の耕作面積は、3,172平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機 2台、動噴 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について報告します。
1番の賃借人は、新規就農者で2年間、農業経験を積み、今回、新たに農地を借用し、……氏の営農指導のもと、夫婦でミニトマト・トウモロコシ・ゴーヤを作付する計画です。
申請地までの通作距離は自宅から車で3分ということで、問題なしと見ております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 477平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、15,773平方メートルで、農機具は耕運機 1台、草刈り機 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、16年の農作業暦があります。

申請地も含め、ハゼノキの栽培や南瓜を作付し、通作距離は自宅から700メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集 8ページ 2番に記載のとおり で、畑 9筆 7, 320平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、13, 155平方メートルで、農機具はショベル 4台、動噴 5台、フォークリフト 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、20年の農作業暦があります。

本人、妻、両親と農業を営み申請地も含め、南瓜を作付し、通作距離は自宅から3キロということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ3番に記載のとおりで、畑 2筆 833平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,706.69平方メートルで、農機具はトラクター 1台、耕運機 2台、動噴 1台、軽トラ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、50年の農作業歴があります。

夫婦で農業を営み申請地も含め、さつまいも・人参・大根の作付や、みかんの栽培を行い、通作距離は自宅から3分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び、
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番は関連がありますので、一括して上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

第3号議案 計画変更承認申請については、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、平成……付け長崎県指令…農政第…号で、当初計画では自己の住居用地として許可を受けていましたが、現住所地に住居を建設されたことにより計画が中止となったため、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで、申請地396平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております。問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案の1番は、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、2番に記載のとおりで、申請地 762平方メートルを譲り受け、木造平屋建牛舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設への転用であることから、農地法第5条第2項ただし書きの農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は山林となっております。

現状のまま利用し、段差を設け、雨水は自然流下、汚水は、のこくず攪拌し、堆肥化处理となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集11ページ、3番に記載のとおりで、申請地 36平方メートルを隣地（宅地及び山林）と交換し、家庭菜園として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び西側は譲渡人の農地、東側及び南側は譲受人の宅地となっております。
切土造成し、擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集12ページ、1番に記載のとおりで、昭和40年月日不詳頃から、住宅用地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び西側は宅地、東側及び南側は申出人の宅地となっております。

現地を見ますと、宅地と一体的に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集12ページ、2番に記載のとおりで、昭和56年月日不詳頃から、山林化しております。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとする

ものであります。

利用権設定については、議案集13ページから17ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 8件 21筆 19,887平方メートル、耕作権の再設定 14件 30筆 34,485平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集18ページに記載のとおりで、1件 1筆 690平方メートルです。

合計 23件 52筆 55,062平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定いたします。

……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長（会長）

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の19ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、13筆、13,835.87平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、5名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

次に、第8号議案 島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案 島原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について説明します。議案集の20ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員会は農地等の利用の最適化に関する指針を定めるように努めなければならないと規定されております。その内容が、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と推進の方法です。

今回、平成30年2月に制定したものを、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選期において見直し、令和9年4月を目標とした指針に改正しようとするものです。

主な点について説明します。第1に基本的な考え方を記載しております。

第2に具体的な目標と推進方法を記載しております。遊休農地の発生防止・解消につきましては、令和3年4月現在、管内の農地面積1,830ヘクタール、遊休農地面積19.4ヘクタールですが、6年後の令和9年4月に遊休農地面積を18.0ヘクタールに減らす目標を掲げております。

次に、議案集21ページ中ほどをご覧ください。

担い手への農地利用集積目標についてですが、令和3年4月現在、農地集積面積1,170ヘクタール、農地集積率63.93%ですが、6年後の令和9年4月に農地集積面積ヘクタール、農地集積率は75.13%という目標を掲げております。

農地の集積につきましては農地中間管理機構との連携をはじめ、農業委員・農地利用最適化推進委員皆さんの活動が重要な役割を担っております。

次に、議案集22ページをご覧ください。

3新規参入の促進についてですが、令和3年4月現在、個人0経営体、法人1経営体ですが、6年後の令和9年4月に個人3経営体、法人2経営体という目標を掲げております。

なお、本年度の新規につきましては、8月に法人1経営体、10月に個人1経営体、今月、個人1経営体が新たに農業に取り組みられています。

以上で説明を終わります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員のご意見をお伺いいたします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第8号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、決定することにご異議ありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）のとおり決定いたします。

議長（会長）

以上で、第19回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第19回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時39分閉会